

定款の新旧対照表

新	旧	備考
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。</p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。</p>	変更
<p>(入会) 第7条 この法人の会員になるための入会条件は定めない。 2 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を書面又は電磁的方法をもって会長に提出しなければならない。 3 会長は、入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(入会) 第7条 この法人の会員になるための入会条件は定めない。 2 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。 3 会長は、入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>	追加 変更
<p>(退会) 第10条 各会員は、所定の退会届を書面又は電磁的方法をもって提出し任意に退会することができる。</p>	<p>(退会) 第10条 各会員は、所定の退会届を提出して任意に退会することができる。</p>	変更
<p>第4章 役員及び職員</p> <p>(役員の種別と定数) 第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 会長1名、副会長1名 (2) 理事 3名以上12名以内(専務理事、常務理事各1名を置くことができる含む) (3) 監事 1名以上 (削除)</p>	<p>第4章 役員及び職員</p> <p>(役員の種別と定数) 第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3名以上12名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事各1名を含む) (2) 監事 1名以上 2 理事のうち 1 名を会長(代表理事)とする。又副会長、専務理事、常務理事各1名を置くことができる。</p>	追加 削除
<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。 2 会長及び副会長は、必ずしも理事であることを要しない。会長及び副会長は総会で選任する。 3 専務理事及び常務理事の選任は理事の互選による。 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>	<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事の互選による。 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>	変更 追加

新	旧	備考
<p>(職務) 第15条 専務理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。なお、専務理事に事故があるときその他専務理事による職務の遂行に支障が生じた場合には、当該事由が解消されるまでの間、常務理事がその職務を代行する。 2 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を統括する。 (削除) 3 監事は次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること</p>	<p>(職務) 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 3 専務理事は会長及び副会長を補佐しこの法人の常務を統括する。 4 常務理事は、会長及び副会長、専務理事を補佐し、この法人の業務を統括する。 5 監事は次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>	<p>変更 追加 削除 変更</p>
<p>(報酬等) 第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を得ることができる。 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て専務理事が別に定める。</p>	<p>(報酬等) 第19条 役員は無給とする。但し常勤の役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を得ることができる。 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。</p>	<p>変更</p>
<p>(職員) 第20条 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。 2 事務局長は、理事会の議決を経て専務理事が委嘱し、職員は専務理事が任命する。</p>	<p>(職員) 第20条 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。</p>	<p>変更</p>

新	旧	備考
<p>(開催) 第24条 通常総会は、毎年1回以上、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき</p>	<p>(開催) 第24条 通常総会は、毎年1回以上、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき</p>	変更
<p>(招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、専務理事が招集する。 2 会長専務理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。 4 総会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる開催もすることができるものとする。ただし、その場合、役員のみならず社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の総会の招集通知にリモートによる開催によるものであることを記載するものとする。</p>	<p>(招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	変更 変更 追加
<p>(表決権等) 第29条 正会員の表決権は、平等とする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面又は電磁的方法で表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(表決権等) 第29条 正会員の表決権は、平等とする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面で表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	追加

新	旧	備考
<p>(開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 専務理事が必要と認めたとき (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき</p>	<p>(開催) 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき</p>	
<p>(招集) 第34条 理事会は、専務理事が招集する。 2 専務理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも10日前迄に通知しなければならない。 4 理事会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる開催もすることができるものとする。ただし、その場合、理事が発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の理事会の招集通知にリモートによる開催によるものであることを記載するものとする。</p>	<p>(招集) 第34条 理事会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも10日前迄に通知しなければならない。</p>	変更 変更 追加
<p>(議長) 第35条 理事会の議長は、専務理事がこれにあたる。</p>	<p>(議長) 第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	変更
<p>(議決) 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。</p>	<p>(議決) 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。</p>	変更

新	旧	備考
<p>(表決権等) 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(表決権等) 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	変更
<p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。</p>	<p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	変更
<p>(資産の管理) 第41条 この法人の資産は、専務理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て専務理事が別に定める。</p>	<p>(資産の管理) 第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。</p>	変更
<p>(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びそれに伴う予算は、各事業年度ごとに専務理事が作成し、総会の議決を得なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算) 第43条 この法人の事業計画及びそれに伴う予算は、各事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない</p>	変更
<p>(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、専務理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす</p>	変更

新	旧	備考
<p>(事業報告及び決算) 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に 関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに専務理事が作成し、監事の監査を受け 総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算) 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録の決算 に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け総会の議 決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	変更
<p>(残余財産の帰属) 第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存 する 財産は、公益財団法人日本パラスポーツ協会に譲渡するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属) 第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存す る財産は、 財団法人日本障害者スポーツ協会に譲渡するものとする。</p>	変更
<p>(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報に 掲載し て行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告につい ては、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。</p>	<p>(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに官報に公告 するもの とする。</p>	変更
<p>(細則) 第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、専務理 事がこれを定める。</p>	<p>(細則) 第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこ れを定 める。</p>	変更
<p>付則 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。 (平成24年6月10日より一部改正)</p>	<p>附則(設立時) 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。</p>	追加